

学校法人 五島育英会  
東京都市大学原子力研究所（廃止措置中）  
平成27年度（第1回）保安検査報告書

平成27年11月  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要
  - (1) 保安検査実施期間
  - (2) 保安検査実施者
  
2. 保安検査内容
  - (1) 基本検査項目
  - (2) 追加検査項目
  
3. 保安検査結果
  - (1) 総合評価
  - (2) 検査結果
  - (3) 違反事項
  
4. 特記事項

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成27年8月26日(水)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 中嶋 聡明

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

- ① 放射性廃棄物の安全管理
- ② 異常時の措置
- ③ 非常時の場合に採るべき措置
- ④ 記録（抜き打ち検査）

(2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「異常時の措置」、「非常時の場合に採るべき措置」及び「記録」を検査項目として検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項  
なし

(別添1)

保安検査日程

月日	8月26日(水)	備考
午前	●初回会議 ○放射性廃棄物の安全管理	
午後	○異常時の措置 ○非常の場合に採るべき措置 ◇記録 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注) ○：基本検査項目、◇：抜き打ち検査項目 ●：会議等

検査結果(1/4)

1. 検査実施日

平成27年8月26日(水)

2. 検査項目

放射性廃棄物の安全管理

3. 対象となった保安規定の条文

第6条 基本方針

第7条 保安管理組織

第8条 管理職位の職責

第9条 業務分掌

第10条 指示の遵守等

第33条 固体廃棄物の管理

第34条 固体廃棄物の保管

第35条 固体廃棄物の運搬

第36条 廃止措置計画に係る解体撤去した設備・機器の保管

第36条の2 廃止措置計画に係る機能停止した設備・機器の保管

第37条 廃止措置計画による解体撤去等により生じた解体付随廃棄物の保管

第38条 気体廃棄物の管理

第39条 気体廃棄物の放出基準

第65条 品質保証計画の策定

第66条 職務及び組織

第67条 品質保証活動の実施

第68条 品質保証活動の評価

第69条 品質保証計画の継続的改善

第70条 文書及び記録

4. 検査結果

放射性廃棄物の安全管理について、長期にわたる保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、平成26年度を中心に検査を行った。

また、併せて、文部科学省原子力安全課長通知(平成13年10月17日付け、13科原安第59号)に基づく報告どおりに管理が行われているか、検査を行っ

た。

#### (1) 各職位の職務と実施状況

原子力研究所長（以下、「所長」という。）は、原子炉主任技術者免状を保有する者を原子炉主務者（以下、「主務者」という。）に任命し、原子炉施設の運転に関する保安の監督を行わせ、原子炉施設の運転に関する安全及び保安に関する審議のため、主務者と研究所内外の学識者で構成する原子炉安全委員会を設置している。外部委員は3名で任期2年である。最近では、平成27年1月30日に開催されており、放射性廃棄物の安全管理については、経過報告、廃止措置・施設整備の進捗状況等について報告されている。

原子炉施設管理室長（以下、「管理室長」という。）は、所長が兼務しており、放射性廃棄物の管理に関する業務等を実施している。

事務室長は、施設の警備、整備、改修等の業務を行っている。

主務者は原子炉施設に係る保安監督を行っている。放射性廃棄物の保安管理においては、固体廃棄物保管場所（原子炉補機室）の汚染検査の結果報告を受けている。

これらのことについて「平成27年度保安管理組織一覧（平成27年4月1日）」、「平成27年度保安管理組織辞令（平成27年4月1日）」、「第48回原子炉安全委員会議事録（案）（平成27年1月30日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

#### (2) 放射性廃棄物の管理

廃止措置計画に基づく廃止措置工事は平成24年6月以降行われていない。

施設定期自主検査の一環として、平成27年7月23日、放射性廃棄物の廃棄施設である気体廃棄物の廃棄設備の一部であるフィルタの交換作業が実施されており、この作業で今年度新たに廃棄フィルタ（2000ドラム缶換算7本分）とタイベックススーツ等の作業に伴う付随廃棄物（可燃物及び不燃物）が発生しており、管理室長は、これらの固体廃棄物を固体廃棄物保管容器等に封入して、固体廃棄物保管場所に保管している。

現在の保管量は、固体廃棄物については2000ドラム缶5本（内訳：雑固体廃棄物3本（可燃1本、不燃2本）、イオン交換樹脂2本）と上記追加の廃棄フィルタ（2000ドラム缶換算7本分相当）となっている。

気体廃棄物については、平成26年度は施設定期自主検査のため送排風機を4回運転し気体廃棄物を放出しているが、放出放射性物質濃度は検出限界以下である。平成27年度は、前述のフィルタ交換作業の際に送排風機を1回運転し、気体廃棄物を放出しているが、放出放射性物質濃度は検出限界

以下である。

液体廃棄物については、平成 23 年 9 月 16 日付の廃止措置変更認可に基づく液体廃棄物の廃棄設備の解体撤去以降、液体廃棄物の発生は全く無い。

管理室長は、固体廃棄物の保管状況及び保管場所の状況確認を月 1 回の頻度で行うとともに、固体廃棄物保管場所の汚染状況についても月 1 回の頻度で行い、ドラム缶からの漏洩の有無等を確認している。解体撤去物及び解体付随廃棄物収納の廃棄物容器については、毎週 1 回の巡視において外観点検を行い、ドラム缶の健全性の確認を行っており、固体廃棄物保管容器及び廃棄物容器についての異常は認められていない。

文部科学省原子力安全課長通知（平成 13 年 10 月 17 日付け）に基づく報告については、平成 27 年 4 月 15 日付けで行われており、放射性気体廃棄物は検出限界以下であること、放射性固体廃棄物の発生量及び保管量も報告どおりであることを確認した。

これらのことについて、「固体廃棄物発生記録・保管記録」、「固体廃棄物貯蔵庫の状況（平成 27 年 8 月 4 日）」、「解体撤去した設備・機器の保管記録（平成 24 年 7 月 30 日）」、「機能停止した設備・機器の保管記録（平成 16 年 9 月 27 日）」、「解体撤去等により生じた解体付随廃棄物の保管記録（平成 24 年 7 月 30 日）」、「固体廃棄物の保管場所等の点検記録（平成 27 年 8 月 5 日）」、「固体廃棄物保管場所（原子炉補機室）の汚染の状況の記録（スミヤ試験）（平成 27 年）」、「原子炉施設巡視記録」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

### （3）品質保証

所長は、品質保証方針を定めて所員に周知するとともに、品質保証に係る組織に属する者に対して教育している。また、品質保証活動の評価については、年 1 回、内部監査を実施しており、品質保証責任者が所長の命を受けて品質保証に係る組織に属する者に自己点検評価をさせ、その点検表に基づき監査チームが内部監査を行っている。

マネジメントレビューは内部監査の結果を踏まえ実施され、所長は、平成 26 年度マネジメントレビュー会議で示された課題を踏まえて、平成 27 年度の品質保証方針を定めている。

品質保証計画の継続的改善については、マネジメントレビュー及び不適合是正措置等を確認し、品質保証計画の改善を図ることとしている。なお、昨年度以降、品質保証上の不適合の発生はない。

これらのことについて、「所内会議議事録（H27-No.1）（平成 27 年 4 月 3 日）」、「平成 27 年度原子力施設の保安全管理と品質保証方針（平成 27 年



4月1日)」、「保安教育及び保安訓練の実施記録(平成27年4月9日、27日)」、「平成26年度内部監査実施報告/MR内部監査(自己点検表)(平成26年度)」、「平成26年度内部監査実施報告書(平成27年3月10日)」、「平成26年度マネジメントレビュー記録(平成27年3月10日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他

なし

## 検 査 結 果 ( 2 / 4 )

### 1. 検査実施日

平成 27 年 8 月 26 日 (水)

### 2. 検査項目

異常時の措置

### 3. 対象となった保安規定の条文

第 49 条 原子炉施設の巡視での異常確認時の措置

第 50 条 管理区域における線量等の測定に異常を認めた場合の措置

第 51 条 線量限度を超えて被ばくした者の措置

第 52 条 表面密度限度の十分の一を超えて汚染した者の措置

第 53 条 気体廃棄物に異常を認めた場合の措置

第 54 条 勤務時間外に異常を認めた場合の措置

### 4. 検査結果

異常の有無及び異常を認めた場合の措置について確認した。

管理室長は、巡視等で異常を認めた場合には、その原因を除去するために必要な措置等を講ずるとともに主務者等へ報告することとしている。

なお、前回検査（平成 26 年 8 月）以降、異常は発生していない。

これらのことについて、「原子炉施設巡視記録（平成 26 年度）」、「放射線しゃへい物の側壁における 1 センチメートル線量当量率記録（平成 26 年 9 月 1 日～平成 27 年 8 月 24 日）」、「汚染の状況の記録（スミヤ試験）（平成 26 年 9 月 1 日～平成 27 年 8 月 24 日）」、「個人線量記録（平成 26 年度）（平成 27 年度）」、「ダストモニタ記録（平成 26 年 9 月 19 日）（平成 27 年 7 月 24 日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### 5. その他

なし

## 検査結果(3/4)

### 1. 検査実施日

平成27年8月26日(水)

### 2. 検査項目

非常の場合に採るべき措置

### 3. 対象となった保安規定の条文

第55条 非常時の組織

第56条 非常時対策組織の任務

第57条 非常時の業務の優先

第58条 非常時の作業に係る業務従事者の実効線量

第59条 事故発生時の措置

第60条 事故の拡大防止

第61条 避難の指示

第62条 火災発生時の処置

第63条 地震発生時の措置

第64条 その他、天災地変等発生時の処置

### 4. 検査結果

非常時の措置を的確に講じうる体制を維持しているか等について確認した。

非常時(重大な災害を発生するおそれがある場合又は発生した場合)、所長は所員の非常呼集を行い、非常時における組織を設置し、通報及び連絡、被害の拡大防止、放射線測定、避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策並びに復旧対策を、全ての業務に優先して実施させることとしている。これらの業務の担当は決められており、関係機関等への通報連絡帳等、必要な資料が整備されている。

なお、前回検査(平成26年8月)以降、非常事態は発生していない。

これらのことについて、「非常事故措置規定(平成26年1月31日)」及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### 5. その他

なし

## 検査結果(4/4)

### 1. 検査実施日

平成27年8月26日(水)

### 2. 検査項目

記録(抜き打ち検査)

### 3. 対象となった保安規定の条文

第71条 記録事項等

### 4. 検査結果

保安に関する記録が適切に記録・保管されているか等について、抜き打ちで、放射性固体廃棄物の発生・保管に関する記録を中心に検査を行った。

放射性廃棄物は、固体廃棄物保管容器に封入し、保管する都度、発生記録と保管記録を作成するとともに、固体廃棄物発生記録・保管記録一覧表に記載している。一覧表では現在に至るまでの発生・保管状況が把握できるようになっている。

また、発生・保管記録の保存期間は廃止措置終了までとなっており、それらの記録は、「非常持ち出し」の表示のあるロッカーに保管されている。

これらのことについて、「固体廃棄物発生記録」、「固体廃棄物保管記録」、「固体廃棄物発生記録・保管記録一覧表」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### 5. その他

なし